

京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月19日

京都市人事委員会

委員長 彦惣 弘

京都市人事委員会規則第6号

京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第21号を削り、第22号を第21号とし、第23号を第22号とし、第24号を第23号とし、第25号を第24号とし、同号の次に次の1号を加える。

(25) 公益財団法人ワールドマスターズゲームズ2021関西組織委員会

第2条第1項中第26号を削り、第27号を第26号とし、第28号を第27号とする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(人事委員会事務局)